

第18回酒田市巡回駅伝競走大会実施要項

1. 開催趣旨 駅伝を通じて地域の連帯感の醸成と参加者同士の交流を図り、明るく住みよいまちづくりを推進するとともに、市民の健康保持と体力づくりを推進する。
2. 主催 酒田市巡回駅伝競走大会実行委員会
(酒田市教育委員会 酒田市体育振興会 酒田市スポーツ推進委員会 (公財)酒田市スポーツ協会 飽海地区中学校体育連盟)
3. 期 日 令和5年11月12日(日) 開始式：午前8時30分
4. コース 別図のとおり
5. 集合場所 酒田市立鳥海小学校前
受付開始：午前8時00分 監督会議：書面会議とする(当日資料配布)
※午前8時20分まで受付を完了すること
6. 出発時間 午前9時00分スタート 酒田市立鳥海小学校グラウンド
7. 参加資格及び種目
 - 1部 ア) 令和5年11月1日現在酒田市内に居住する者。
イ) チーム編成は、コミュニティ振興会単位または小学校学区単位とする。
但し、八幡地区、松山地区、平田地区は各地区チーム編成を認める。
ウ) 中学生・高校生・大学生は居住地のチームより出場すること。
エ) 高校生・大学生・一般は、出身地(自宅)のチームよりふるさと選手として出場することができる。但し、居住地チーム監督の承認を得て出場すること。
オ) 選手(補欠含む)7名以上11名以内を1チームとする。但し、一般と女子をそれぞれ1名以上含むこと。
カ) 中学生の起用は3km以下の区間とする。
キ) 3区は女子の区間とする。
 - 2部 ア) 令和5年11月1日現在庄内管内に居住する者。
イ) 選手(補欠含む)7名以上11名以内を1チームとする。但し、女子を1名以上含むこと。
ウ) チーム編成は、1部チーム編成以外の任意のチーム(サークル、会社等)編成とする。
但し、1部に出場する地区チームがあるときは、そのチーム監督の承認を得て出場すること。
エ) 中学生の起用は3km以下の区間とする。
オ) 3区は女子の区間とする。
8. 表彰
 - 1) 1部は、1位～6位までを表彰する。
 - 2) 1部は、区間第1位を表彰する。
 - 3) 2部は、1部とは別に3位まで表彰する。
 - 4) 永年出場者(通算5・10…以後5回毎。)を表彰する。
 - 5) 5年連続総合優勝に対して永久杯を授与する。
9. 参加料 1部参加チーム 1千円
2部参加チーム 3千円
※参加料は代表者・監督会議の受付時に支払うこと。

10. 参加申込

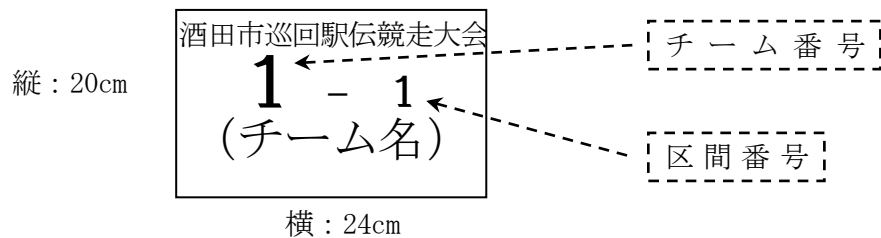
- 1) 参加申込書を10月20日(金)までに大会事務局へ提出すること。
- 2) 参加チームの代表者は代表者・監督会議に出席すること。
日時：令和5年 11月 1日(水)午後7時30分～
会場：酒田市武道館 会議室
- 3) 高校生以下の選手については、保護者の承諾を得てから申し込みすること。
- 4) 区間走者の変更は、補欠を起用するもののほか認めない。
- 5) 選手のオーダー(区間配置)はメール(電子データ)で11月6日(月)までに大会事務局へ提出すること。
- 6) 参加申込後の参加料の返金は行わない。

申込先 酒田市巡回駅伝競走大会事務局(酒田市教育委員会スポーツ振興課)
〒998-8540 酒田市本町二丁目2番45号(酒田市役所6階)
TEL: 0234-43-6651 FAX: 0234-23-2257
メール: sports@city.sakata.lg.jp

11. 審判規定

- 1) 選手は、各中継所にて役員の指示によりチームの責任において出発できるように準備すること。
- 2) 競技者は、大会事務局で作成したナンバーカード(下図)を、必ず胸と背に付けること。なお、区間番号を間違えないようにすること。

【ナンバーカード】



- 3) 競技中に審判長、審判員、または医務員から競技中止を命ぜられた競技者は、直ちに競技を中止しなければならない。
- 4) 競技者が途中で競技を続行できなくなったとき、または、競技を中止させられた場合は、原則とし当該チームをオープン参加とする。ただし、他区間走者の区間記録は認める。
- 5) 競技者はコースとして定められたコース道路を走る。また、道路でない場所を使うことができる。その場合は走る区分を明示する。
- 6) 競技者は、定められた走行区分を走らなければならない。また、交差点では交差点の中心から右に出てはならない。
- 7) 万一、競技者が競走コース以外の道路に入った場合は、必ずその道路を引き返し、競走コースで競走を続ける。
- 8) 競技者の中継は本部で用意したタスキの受け渡しによる。
 - ①タスキの受け渡しは、中継線から進行方向20mの間で行う。
 - ②タスキを受け取る走者は、前走者の区間(中継線の手前の走路)に入ってはならない。また、タスキを渡した走者は、直ちにコース外に出なければならない。
 - ③タスキは必ず前走者と次走者の間で手渡しをする。これを投げ渡してはならない。ただし、落としたタスキは落とした走者が拾う。
 - ④タスキは必ず肩から脇の下に掛けなければならない。
- 9) 競技者は競技中、いかなる助力も受けてはならない。
- 10) 正常に走ることができなくなった競技者を一時的に介護するために、大会役員が

競技者の体に触れるのは助力とみなさない。

- 1 1) 人または車両による伴走行為はいっさい認めない。コース内にチーム関係車両は入れないこと。
- 1 2) 走者の安全について
 - ①交通量の多い場所及び中継所付近は、安全確保に十分注意すること。
 - ②走者は、常にコースの左側を走らなければならない。
- 1 3) 繰り上げスタートを行う。繰り上げ時間については、1位通過後25分とする。
- 1 4) 再スタートについては次のとおりとする。
 - ①区間を指定せず、区間走者が走破できない場合、再スタートを行う。再スタートは次区間の最終ランナーと同時スタートとし、最終ランナースタート後の場合は、中継所主任の判断とする。
 - ②再スタートは、審判長または中継所主任の指示で行う。この場合、中継線をスタートラインとする。
- 1 5) 交差点内では、警察官及び立哨指導員の指示に従うこと。
- 1 6) 競技者が走る区間は1人1区間とする。
- 1 7) 中継所での選手召集時間は通過予定時刻の20分前とする。

12. 開始式・閉会式

- 1) 開始式は、午前8時30分より酒田市立鳥海小学校グラウンドで行う。
- 2) 閉会式は行わない。
※入賞チームの報償品等受け渡しについては後日大会事務局より連絡を行う。

13. その他

- 1) 参加選手の配置と撤収は各チームで行う。中継所は選手スタート後、閉鎖されるので選手手荷物等は各チームで管理すること。
- 2) 大会参加に要する経費は参加チームで負担する。
- 3) 大会は雨天決行とする。
- 4) 主催者側では特に健康診断は行わない。各チームの責任下で出場すること。
- 5) 一日レクリエーション保険に主催者側で加入するが、競技中の事故については応急処置のみとし、その他の責任は負わないこととする。各自の責任で健康管理し、事故のないように走ること。
- 6) 上記以外は各チームの責任で出場すること。